

熊本縣市町村振興資金貸付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）における公共施設の整備事業等に必要な資金を貸し付け、市町村の広域行政の推進、並びに市町村の振興を図ることを目的として設置する熊本縣市町村振興資金（以下「資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付枠)

第2条 資金の貸付枠は、毎年度、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(資金の区分、貸付対象事業、貸付条件)

第3条 資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件は、別表のとおりとする。

(貸付けの方法)

第4条 資金の貸付けは、証書貸付けの方法により行うものとする。

(貸付けの申請)

第5条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、市町村振興資金貸付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事の定める日までに提出しなければならない。ただし、広域行政推進事業に係るものにあつては、関係広域行政機構を経由のうえ提出するものとする。

(1) 市町村振興資金貸付事業計画書（別記第2号様式及び付表1）

(2) 市町村振興資金申請事業総括表（別記第3号様式）

(貸付けの内定)

第6条 知事は、前条の規定による貸付けの申請があつた場合は、その内容を審査のうえ貸付けの内定をし、貸付けの対象となる事業及び貸付けの額を、市町村振興資金貸付内定通知書（別記第4号様式）により当該市町村へ通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により貸付けの内定を受けた市町村が、当該貸付けの対象となつた事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、市町村振興資金貸付事業変更等承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査のうえ、変更後

の貸付額を内定し、その旨を市町村振興資金貸付内定通知書により当該市町村に通知するものとする。

(貸付けの内定の取り消し)

第8条 知事は、第6条の規定により貸付けの内定を受けた市町村が、前条第1項の申請を怠ったときは、当該貸付けの内定を取り消すことができる。

(借入れの申込み)

第9条 第6条及び第7条の規定により貸付けの内定を受けた市町村が資金の借入れをしようとするときは、市町村振興資金借入申込書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて知事の定める日までに提出しなければならない。

(1) 事業施行状況調書(別記第7号様式)

(2) 関係予算の議決を証する書面(関係予算の議決が未了の場合にあっては、当該関係予算を借入れの申込みを行う年度中に召集される議会に提案することを確約する書面)

(貸付けの決定)

第10条 知事は、前条の規定による借入れの申込みがあった場合は、その内容を審査のうえ、貸付けを決定し、その旨を市町村振興資金貸付決定通知書(別記第8号様式)により当該市町村に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた市町村は、市町村振興資金借用証書(別記第9号様式)及び市町村振興資金貸付金請求書(別記第10号様式)を知事に提出し、資金の貸付けを受けるものとする。

(事業実績の報告)

第11条 資金の貸付けを受けた市町村(以下「借入市町村」という。)は、貸付けを受けて行った事業の実績を市町村振興資金貸付事業実績報告書(別記第11号様式)により、翌年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

(実地検査等)

第12条 知事は必要があると認めるときは、借入市町村に対し関係資料の提出を求め、又は実地に検査することができる。

(繰上償還)

第13条 知事は、借入市町村が貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることがで

きる。

- 2 借入市町村は、貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合において、市町村振興資金繰上償還申出書（別記第12号様式）により繰上償還希望日の30日前までに知事へ申し出なければならない。
- 3 知事は、第1項及び第2項の規定により繰上償還をさせる場合は、元利金の額を指定償還期日の10日前までに市町村へ通知するものとする。

（債務の承継）

- 第14条 借入市町村及び借入市町村から貸付けに係る債務を債務の引受けにより承継しようとする市町村（次項において「申請市町村」という。）は、連署の上、あらかじめ熊本縣市町村振興資金債務承継承認申請書（別記第13号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは債務の承継を承認し、申請市町村に通知するものとする。

（延滞利息の払込）

- 第15条 貸付けを受けた市町村は、第3条の規定により償還期日までに償還しなかったとき、又は前条の規定により繰上償還すべき金額を償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還した日までの日数に応じ、延滞元利金額を年10.0パーセントの割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。ただし、知事が災害その他やむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。
- 2 前項の年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（帳簿の備付け）

- 第16条 知事は、貸付金の管理を適正に行うため、市町村振興資金貸付台帳（別記第14号様式）を備えるものとする。
- 2 借入市町村は、市町村振興資金借受台帳（別記第15号様式）を備えなければならない。

（雑 則）

- 第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要項は、平成13年10月19日から施行する。

(改正前の要項の適用)

- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

(過疎市町村以外の市町村への適用)

- 3 別表備考に該当する市町村以外の市町村については、平成8年以降において行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ごとに備考中「昭和35年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成7年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年」と、「0.25」とあるのは「0.25を35で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、「0.21」とあるのは「0.21を35で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、「同年の人口で除して得た数値が0.21」とあるのは「当該国勢調査が行われた年の人口で除して得た数値が0.21」と、「同年の人口で除して得た数値が0.18」とあるのは「当該国勢調査が行われた年の人口で除して得た数値が0.18」と、「昭和45年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「0.14」とあるのは「0.14を25で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成8年度から平成10年度まで」とあるのは「当該国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前3箇年度内」とそれぞれ読み替えて、過疎市町村以外の市町村についても適用する。

(経過措置)

- 4 平成12年7月21日前において、改正（同日付けの改正をいう。以下この項において同じ。）前の熊本県市町村振興資金貸付要項別表備考の1に規定する過疎市町村等であって、改正後の別表備考の1に規定する過疎市町村等とならないものについては、平成12年度から平成16年度までの間に限り、改正後の別表備考の1に規定する過疎市町村等とみなして、この要項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成15年1月29日から施行する。

(改正前の要項の適用)

- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定によ

り貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成17年12月7日から施行する。
(改正前の要項の適用)
- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成18年11月1日から施行する。
(改正前の要項の適用)
- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成19年10月16日から施行する。
(改正前の要項の適用)
- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成21年9月15日から施行する。
(改正前の要項の適用)
- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成24年11月5日から施行する。

(改正前の要項の適用)

- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成30年11月1日から施行する。

(改正前の要項の適用)

- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成31年1月25日から施行する。

(改正前の要項の適用)

- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和3年11月26日から施行する。

(改正前の要項の適用)

- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

(過疎市町村以外の市町村への適用)

- 3 別表備考1に該当する市町村以外の市町村については、熊本県市町村振興資金貸付要項の一部を改正する要項(平成13年10月19日)附則第3項の規定にかかわらず、平成28年以降において行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ごとに別表備考1中「昭和50年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年から起算して40年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成

27年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年」と、「0.23」とあるのは「0.23を40で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して40年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、「0.19」とあるのは「0.19を40で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して40年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、「同年の人口で除して得た数値（以下「高齢者比率」という。）が0.32」とあるのは「当該国勢調査が行われた年の人口で除して得た数値（以下「高齢者比率」という。）が0.32」と、「同年の人口で除して得た数値（以下「若年者比率」という。）が0.14」とあるのは「当該国勢調査が行われた年の人口で除して得た数値（以下「若年者比率」という。）が0.14」と、「平成2年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「0.16」とあるのは「0.16を25で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成29年度から令和元年度まで」とあるのは「当該国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前3箇年度内」とそれぞれ読み替えて、別表備考1の規定を適用する。

（経過措置）

- 4 この要項による改正前の別表備考1に規定する過疎市町村であって、この要項による改正後の別表備考1に規定する過疎市町村でないものについては、令和3年度から令和8年度まで（財政力指数で平成29年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4以下の過疎市町村については、令和3年度から令和9年度まで）の間に限り、この要項による改正後の別表備考1に規定する過疎市町村とみなして、改正後の熊本縣市町村振興資金貸付要項の規定を適用する。

別表

資金区分	貸付対象事業	利率	貸付限度額	償還期限	償還方法	延滞利息	貸付期日	償還期日
一般資金	市町村（過疎市町村を除く）が行う一般的振興事業 ①教育文化施設整備事業 ②スポーツ・レクリエーション施設整備事業 ③コミュニティ施設整備事業 ④観光振興施設整備事業 ⑤地域産業振興施設整備事業 ⑥保健・福祉施設整備事業 ⑦生活・環境施設整備事業 ⑧消防防災安全施設整備事業 ⑨道路整備事業 ⑩その他、知事が特に必要と認める事業	貸付日における財政融資資金の貸付金利に等しい利率	1市町村につき5,000万円とする。なお、一般資金と辺地に係る過疎資金を併せて借り入れる場合は5,000万円から過疎資金の額を控除した額とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	10年以内（うち、据置期間1年以内を含む）	年賦による元利均等償還	償還元利金につき年10%	毎年3月25日 ただし、当該期日が日祭日等のため、金融機関が業務を行わない日である場合は、その日後において、その日に最も近い日祭日等でない日とする。	毎年2月20日 ただし、当該期日が日祭日等のため、金融機関が業務を行わない日である場合は、その日後において、その日に最も近い日祭日等でない日とする。
過疎資金	過疎市町村が行う一般的振興事業又は辺地に有する市町村が行う辺地に係る一般的振興事業。ただし、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条又は第44条第4項の規定の適用を受ける区域を含む過疎市町村及び合併市町村のうち合併関係市町村に当該合併が行われた日の前日において備考1に掲げる要件に該当していた市町村を区域として含む過疎市町村については、当該区域に係る一般的振興事業 同上	貸付日における財政融資資金の貸付金利に2分の1を乗じた利率（上限3.5%）	1市町村につき5,000万円とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。					
特別資金	市町村が行う重要施策推進事業 ①広域行政推進事業 ②県総合計画推進事業 ③その他、知事が特に緊急に実施することが必要と認める事業	無利子	1市町村につき1億円とする。ただし、広域行政推進事業に限り2億円とする。なお、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	12年以内（うち、据置期間2年以内を含む）				
復旧資金	平成28年熊本地震の特定被災市町村が行う同災害からの復旧・復興事業又は令和2年7月豪雨の被災市町村が行う同災害からの復旧・復興事業 ①公共施設の復旧・復興事業 ②公共的団体等が行う復旧・復興事業に係る貸付事業	無利子	1市町村につき10億円とする。	20年以内（うち、据置期間5年以内を含む）				

備考

- 1 過疎市町村とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定に基づき公示された市町村又は次に掲げる要件に該当する市町村若しくは合併市町村のうち合併関係市町村に当該合併が行われた日の前日において次に掲げる要件に該当していた市町村を区域として含む市町村をいう。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和50年の人口から当該市町村人口に係る平成27年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和50年の人口で除して得た数値（以下「人口減少率」という。）が0.23以上であること。

ロ 人口減少率が0.19以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成27年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値（以下「高齢者比率」という。）が0.32以上であること。

ハ 人口減少率が0.19以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成27年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値（以下「若年者比率」という。）が0.14以下であること。

二 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成2年の人口から当該市町村人口に係る平成27年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成2年の人口で除して得た数値が0.16以上であること。

(2) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で平成29年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.51以下であること。

2 辺地とは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年4月25日法律第88号）第2条に規定する辺地をいう。

3 平成28年熊本地震の特定被災市町村とは、平成28年熊本地震において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された熊本県内市町村のうち、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する市町村をいい、令和2年7月豪雨の被災市町村とは、令和2年7月豪雨において同法が適用された熊本県内市町村のうち、次の（2）又は（3）のいずれかに該当する市町村をいう。

(1) 震度6弱以上が観測された市町村

(2) 住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）別表第3に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は2戸をもって全壊1戸とする。）

(3) 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準収入割合が5%を超えている市町村

4 財政融資資金の貸付金利とは、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第10条の規定により地方債として運用される財政融資資金の貸付金利のうち、元利均等償還年賦方式の貸付期間及び据置期間に応じて設定された金利をいう。

市町村振興資金貸付申請書

第 年 月 日
号

熊本県知事 様

市町村長
（組合管理者・広域連合長）

市町村振興資金の貸付けを受けたいので、熊本縣市町村振興資金貸付要項第5条の規定により関係書類を添えて（1次・2次）申請します。

記

1 貸付申請額 _____ 千円

2 貸付内訳

一般資金 _____ 千円

過疎資金 _____ 千円

特別資金 _____ 千円

復旧資金 _____ 千円

3 添付書類

- 1 市町村振興資金貸付事業計画書（別記第2号様式）
- 2 市町村振興資金申請事業総括表（別記第3号様式）

別記第2号様式（第5条関係）

年度 市町村振興資金貸付事業計画書

（単位；千円）

団体名		資金区分			資金				事業名			
施 行 事 業	全体計画（起工年度～完成年度）				前年度まで施行済		本年度計画				翌年度以降計画	
	事業内容	数量	単価	金額	事業内容	金額	事業内容	数量	単価	金額	事業内容	金額
	計											
財 源 内 訳	国庫支出金											
	県支出金											
	起債（起債名）		（ ）		（ ）		（ ）				（ ）	
	分担金・その他											
	一般財源											
	振興資金											
事 業 の 必 要 性 及 び 効 果					起債併願の状況		国庫支出金の内容				県支出金の内容	
					事業費補正額		科目				名称	
					工期（予定）		年月日から 年月日まで		所管省庁		担当課名	
					用地取得の状況		必要面積 m ² （地権者 名）		補助率		補助率	
					取得済(m ²)・内諾済(m ²)		決定状況		決定状況		決定状況	
					交渉中(m ²)・未交渉(m ²)		その他					
	法規制及び処理状況											

- （注）1 本表はそれぞれの事業ごとに別葉とし、事業名は具体的に記入すること。
 2 「事業の必要性及び効果」の欄には、事業施行を必要とする根拠、特殊事情、事業効果等をなるべく計数的に記入すること。
 3 工事施行箇所を明示した位置図及び及び工事の略図等を添付すること。
 4 特別資金のうち、広域行政推進事業については、別記第2号様式付表1を添付すること。その他の事業については、対象事業の位置づけを詳細に記入したものを添付すること。

広域的調整に関する調書（広域行政推進事業）

事業名	広域行政機構名
事業主体	事業区分 1.広域的施設 2.拠点施設 3.連携施設
【事業の概要】	【広域的調整の経緯】
【事業の目的・効果】	【施設間の役割分担等】
【広域市町村圏計画等との関係】	

- (注) 1 「事業の目的・効果」は、広域行政推進の観点から、その目的及び効果を記入すること。
- 2 「広域的調整の経緯」は、広域行政機構による、事業の広域的調整から事業決定に至るまでの経緯、調整にあたって特に配慮したこと、調整の過程で問題となった事項について記入すること。
- 3 「施設間の役割分担」は、施設（既存施設や今後整備予定の施設を含む。）間の機能・役割分担の考え方、広域的活用方策及び広域市町村圏等における施設の位置づけについて記入すること。

別記第4号様式（第6条関係）

市町村振興資金貸付内定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

年 月 日付け 第 号で申請のありました市町村振興資金について、下記のとおり内定したので、熊本縣市町村振興資金貸付要項第6条の規定により通知します。

記

1 貸付内定内訳

資金区分	貸付対象事業	貸付内定額（千円）
計		

2 借入申込書提出期限

市町村振興資金貸付事業変更等承認申請書

第 年 月 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長
(組合管理者・広域連合長)

年 月 日付け 第 号で貸付内定を受けた事業について、次のとおり変更等を行いたいので、熊本縣市町村振興資金貸付要項第 7 条の規定により申請します。

内 容	変 更 前	変 更 後
資金区分		
貸付対象事業		
貸付内定額	千円	千円

(添付書類)

1 変更等 (変更・中止・廃止) の内容及び事業計画書 (別記第 2 号様式)

2 変更等の理由

(注) 変更の場合は、事業計画書 (別記第 2 号様式) に変更後の計画を () 書き
すること。

市町村振興資金借入申込書

第 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 氏 名
(組合管理者・広域連合長)

市町村振興資金を下記のとおり借り入れたいので、熊本縣市町村振興資金貸付要項第9条の規定により関係書類を添えて申し込みます。

記 (単位：千円)

資金区分	事業名	借入申込金額	償還期間
			年以内 (うち据置期間 年以内)
			年以内 (うち据置期間 年以内)
			年以内 (うち据置期間 年以内)
			年以内 (うち据置期間 年以内)
			年以内 (うち据置期間 年以内)
			年以内 (うち据置期間 年以内)
計			年以内 (うち据置期間 年以内)
貸付利率(%)	一般資金 貸付日における財政融資資金の貸付金利に等しい利率 過疎資金 貸付日における財政融資資金の貸付金利に2分の1を乗じた利率(上限3.5%) 特別資金 無利子 復旧資金 無利子		
償還方法	年賦による元利均等償還		
添付書類	事業施行状況調書(別記第7号様式) 関係予算の議決を証する書面		

- (注) 1 資金区分は、一般資金、過疎資金、特別資金の別を記入すること。
 2 貸付内定通知書に基づき事業別に記入すること。
 3 償還期間は、要項別表の「償還期限」欄に掲げる年数及び原則として、施設等の耐用年数を超えてはならない。

事業施行状況調書

団体名()

資金区分	施行事業名	事業内容	総事業費 (千円)	契約済額 (千円)	進捗率 (%)	工 期 年月日~年月日
計						
財 源 内 訳		補助起債名	金額 (千円)	備考		
	国庫支出金					
	県支出金					
	起 債					
	分担金他					
	一般財源					
	振興資金					
	計					

- (注) 1 資金区分は、一般資金、過疎資金、特別資金、復旧資金の別を記入すること。
 2 施行事業名は、別表の貸付対象事業に掲げる区分により記入すること。
 3 事業内容は、具体的に記入すること。
 4 進捗率は、工程表により記入すること。
 5 備考欄は、繰越等の理由を記入すること。
 6 補助金決定書の写し及び契約書の写しを添付すること。
 7 この調書は、各事業ごとに1枚作成すること。

市町村振興資金貸付決定通知書

市町村財第 号
平成 年 月 日

（別記） 長 （氏名） 様

熊本県知事 蒲島郁夫 印

平成 年 月 日付け 第 号で借入申込みのありました市町村振興資金について、下記のとおり決定しましたので、熊本縣市町村振興資金貸付要項第10条の規定により通知します。

記

資金区分	貸付対象事業	貸付金額（千円）	償還期間
			年以内 （うち据置期間 年以内）
			年以内 （うち据置期間 年以内）
			年以内 （うち据置期間 年以内）
			年以内 （うち据置期間 年以内）
			年以内 （うち据置期間 年以内）
			年以内 （うち据置期間 年以内）
計			
貸付利率（％）	一般資金 貸付日における財政融資資金の貸付金利に等しい利率 過疎資金 貸付日における財政融資資金の貸付金利に2分の1を乗じた利率（上限3.5％） 特別資金 無利子 復旧資金 無利子		
貸付年月日	平成 年 月 日		
償還方法	年賦による元利均等償還		
元利償還期日	毎年2月20日 ただし、当該期日が日祭日等のため、金融機関が業務を行わない日である場合は、その日後において、その日に最も近い日祭日等でない日とする。		
請求書提出期限	平成 年 月 日		
借用証書提出期日	貸付日に提出のこと		

（注） 財政融資資金の貸付金利とは、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第10条の規定により地方債として運用される財政融資資金の貸付金利のうち、元利均等償還年賦方式の貸付期間及び据置期間に応じて設定された金利をいう。

市町村振興資金借用証書

金	円也
---	----

上記金額を本日、次の事項及び裏面特約事項を承諾のうえ、借用しました。

- 1 資金区分 資金
- 2 事業名
- 3 利率 パーセント
- 4 据置期間 年 月 日から 年 2月20日まで
- 5 償還期間 年 月 日から 年 2月20日まで
- 6 元利金の支払方法及び払込期日 ____年以内年賦元利均等償還とし、別添償還年次表による。
払込期日は、毎年2月20日とする。
- 7 元利金の払込場所 熊本県指定金融機関
肥後銀行 支店(出張所)

年 月 日

市町村長 氏 名 印
(組管理者・広域連合長)

熊本県知事 蒲島郁夫様

(注) 資金区分別に償還期間及び据置期間が同一の事業ごとに作成すること。

(裏)

特 約 事 項 (市 町 村 振 興 資 金)

1 利息の計算

- (1) 利息は、借入期日の翌日から計算するものとする。
- (2) 払込期日までの期間が1箇年に満たない利息は、日割をもって計算する。

2 繰上償還

- (1) 借入金は、その全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
- (2) 知事は、借入団体が次に掲げる事由に該当するときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。
 - (ア) 貸付金を定められた用途以外に使用したとき。
 - (イ) 貸付の対象となった事業(以下「事業」という。)を変更、中止又は廃止しようとする場合の承認を受けなかったとき。
 - (ウ) 事業の実績を翌年度の6月30日までに報告しなかったとき。
 - (エ) 事業についての実地検査を拒んだとき。
 - (オ) 元利金の払込みを怠ったとき。
- (3) 繰上償還の場合における払込期日は、知事が定める。
- (4) 繰上償還後の償還年次表は、修正償還年次表とする。

3 延滞利息

- (1) 借入団体は、元利金の払込みを遅延した場合、その額について払込期日の翌日から払込みの当日まで、年10パーセントの割合で計算した延滞利息を元利金の払込場所に払い込まなければならない。
- (2) 知事は、借入団体が元利金の全部又は一部を納入しなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができるものとする。

4 その他

- (1) この借入金については、上記のほか、熊本縣市町村振興資金貸付要項の定めるところによる。
- (2) 上記1及び3に規定する貸付利息及び延滞利息の計算につき、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

市町村振興資金貸付事業実績報告書

第 年 月 号 日

熊本県知事 蒲島郁夫様

市町村長 氏 名
(組合管理者・広域連合長)

____年度事業実績について次のとおり報告します。

資金区分	施行事業名	事業内容	総事業費 (千円)	契約済額 (千円)	進捗率 (%)	工 期 年月日～年月日
計						
財 源 内 訳		補助起債名	金額	備 考		
	国庫支出金					
	県支出金					
	起 債					
	分担金他					
	一般財源					
	振興資金					
	計					

- (注) 1 資金区分は、一般資金、過疎資金、特別資金、復旧資金の別を記入すること。
 2 施行事業名は、別表の貸付対象事業に掲げる区分により記入すること。
 3 進捗率は、工程表により記入すること。
 4 写真等を添付すること。
 5 この実績報告書は、各事業ごとに1枚作成すること。

市町村振興資金繰上償還申出書

第 号
年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

市町村長 氏 名
(組合管理者・広域連合長)

熊本県市町村振興資金貸付要項第 1 3 条の規定により、次のとおり繰り上げて償還したいので申し上げます。

借入 年度	資金 区分	借 入 年月日	施行事業名	借入金額 (円)	繰上償還額 (円)	元 金 (円)	利 子 (円)
計							

繰上償還希望日 年 月 日

繰上償還の理由

- (注) 1 資金区分は、一般資金、過疎資金、特別資金、復旧資金の別を記入すること。
2 施行事業名は、平成 1 2 年度以前の貸付分については別表の貸付対象事業に掲げる区分、平成 1 3 年度以降の貸付分については当該借用証書記載の事業名により記入すること。

平成 年 月 日

熊本県知事 様

旧債務者（旧借入団体名）
代表者の職氏名
新債務者（新借入団体名）
代表者の職氏名

熊本県市町村振興資金債務承継承認申請書

下記の熊本県市町村振興資金に係る債務について、債務引受により債務の承継をすることとしたいので、承認を得たく債務引受に係る契約書の写しを添えて申請します。

記

1 債務を承継しようとする額等の明細

（単位：円）

資金区分	借入年月日	貸付番号	当初借入額	借入現在高	債務承継額	旧債務者の債務残存額	備考

2 償還方法 旧債務者に対する貸付条件の例によるものとする。

3 特 約 借用証書裏面の特約事項によるものとする。

別記第14号様式 (第16条関係)

振興資金貸付台帳

団体名				貸付番号		貸付決定	年月日第号									
貸付金額				据置期間	年月日から 年月日まで 日間											
利率		年 . %	延滞利息	年 . %	償還期間	年月日から 年月日まで 年間										
貸付年月日				資金区分	資金											
事業名																
償還年次表										償還てん末						
年度	償還期日	未償還元金 円		償還額						償還年月日	償還額		延滞利息			
				元金円		利子円		計円					延滞日数	金額円	払込年月日	

計
備考																

